

資料4

児童福祉法における家庭的保育事業等（家庭的保育事業，小規模保育事業，居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）の基準

1 申請者等の資格要件等（法第34条の15第3項第1号～第4号）

(1) 資格要件

審査基準
・当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。
・当該家庭的保育事業等を行う者（その者が法人の場合は，経営担当役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者）が社会的信望を有すること。
・実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

(2) 申請者等に係る審査基準（不適格要件）

ア 違法，不正又は著しく不当な行為を行った者でないこと

対象	審査基準
・申請者	・禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
・申請者の役員等（申請者が法人の場合）	・児童福祉法その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
・申請者の管理者（申請者が法人でない場合）	・労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
	・認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

イ 過去5年間に認可を取り消された者でないこと

対象	審査基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者</li> <li>・申請者の役員等（申請者が法人の場合）</li> <li>・申請者の管理者（申請者が法人でない場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第58条第2項の規定により、認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</li> <li>・法第58条第2項の規定により、認可を取り消された者が法人の場合は、当該取消処分に係る聴聞の通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</li> <li>・法第58条第2項の規定により、認可を取り消された者が法人でない場合は、当該取消処分に係る聴聞の通知があった日前60日以内に当該事業を行う者の管理者等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者と密接な関係を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。</li> </ul>

ウ 過去5年間に事業を廃止した者でないこと

対象	審査基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者</li> <li>・申請者の役員等（申請者が法人の場合）</li> <li>・申請者の管理者（申請者が法人でない場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第58条の第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条第1項の規定による聴聞の通知があった日から当該処分決定日までの間に事業の廃止をした者で、廃止の承認の日から起算して5年を経過しない者であるとき。</li> <li>・法第58条の第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条第1項の規定による聴聞の通知があった日から当該処分決定日までの間に事業の廃止の申請をした場合において、当該通知の日前60日以内に当該申請に係る法人の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者の管理者であった者で、廃止の承認の日から起算して5年を経過しない者であるとき。</li> <li>・法第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から認可の取消処分に係る聴聞決定予定日までの間に事業の廃止をした者で、廃止の承認日から起算して5年を経過しないものであるとき。</li> </ul>

2 必要利用定員総数を超過する場合の取扱い（児童福祉法第34条の15第5項）

認可申請のあった家庭的保育事業等の定員が、市町村子ども・子育て支援事業支援計画において設定した教育・保育提供区域ごとの必要利用定員総数（満3歳未満で保育の必要性の認定を受けた子ども）が既に上回っているか、又は申請のあった定員数を加えると必要利用定員総数を上回る場合については、政令市等の長は、定員数の総量規制を行うことができる。